

平成29年度 多治見市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3. 一般廃棄物の排出状況

(ア) ごみ

		27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	
(1) 行政区域内人口及び処理対象人口		113,462	112,800	109,177	人
(2) 計画収集人口		113,462	112,800	109,177	人
(3) 1人1日平均排出量（生活系のみ）		521	544	529	グラム
(4) 排出量		97.9	100.0	95.4	トン/日
<内訳>	可燃ごみ	86.6	86.8	83.4	トン/日
	破碎ごみ	0.2	0.3	0.2	トン/日
	粗大ごみ	-	-	-	トン/日
	資源	9.3	10.9	9.8	トン/日
	埋立ごみ	1.8	2.0	2.0	トン/日
(5) 要収集量（直接収集量）		51.8	53.0	49.8	トン/日
		0.4	0.5	0.4	トン/日
		6.9	10.4	6.5	トン/日
(6) 直接搬入量・自己搬入量					
◎ 生活系	可燃ごみ	6.1	4.6	5.3	トン/日
	破碎ごみ	0.1	0.3	0.2	トン/日
	資源	2.6	2.2	2.5	トン/日
	埋立ごみ	0.6	0.5	0.6	トン/日
◎ 事業系（許可業者による搬入を含む。）		33	31.4	31.1	トン/日
(7) 産業廃棄物の併せ処理		6.7	6.4	6.4	トン/日
		3.0	2.8	2.7	トン/日
(8) 排出抑制・再資源化		7.1	9.4	9.4	トン/日
		0.4	0.4	0.4	トン/日

※平成28年度及び29年度の数值は「第2次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」及び過去3ヵ年の実績に基づくものである。

(イ) し尿

		27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	
(1) 行政区域内人口及び処理対象人口		112,891	112,612	111,864	人
(2) 計画収集人口		3,328	2,800	2,500	人
(3) 1人1日平均排出量（し尿のみ）		2.4	3.2	3.3	リットル/日
(4) 排出量		26.6	27.4	26.8	キロリットル/日
<内訳>	し尿	7.9	9.0	8.2	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	18.7	18.4	18.6	キロリットル/日
(5) 要収集量					
◎ 直接収集量	し尿	7.9	9.0	8.2	キロリットル/日
	浄化槽汚泥	18.7	18.4	18.6	キロリットル/日

※平成28年度及び29年度の計画収集人口は「多治見市生活排水処理基本計画」に基づく人口である。

4. 一般廃棄物の処理主体

アー1) ごみ

形態	内訳		収集運搬	中間処理	最終処分	備考
市が収集運搬するもの (一部委託業者)	家庭系	燃やすごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	破碎残渣は三の倉センターで焼却する。 三の倉センターで焼却後発生する飛灰は、無害化処理後、大畑センター及び愛岐処分場で最終処分を行う。
		破碎ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		粗大ごみ	市 (笠原地区は委託業者)	市	市	
		資源	委託業者	市	有価物として売却	
		有害ごみ	委託業者	市	委託処分	
事業者が搬入	(一部家庭系) 事業系	事業活動等に伴って生じる廃棄物	事業者・許可業者	市 許可業者	市	※1 剪定木等について、中間処理許可業者が堆肥化を行う
許可業者が搬入					堆肥化 ※1	
許可業者が運搬		事業系のうち食品リサイクル法に関する食品残渣	許可業者	再生利用事業者	飼料化	

アー2) ごみ処理手数料等

種別	取扱区分	区分	手数料
一般廃棄物	一般家庭	収集運搬処理 指定ごみ袋 大10枚入り 1セット	510円
		指定ごみ袋 中15枚入り 1セット	510円
		指定ごみ袋 小25枚入り 1セット	510円
		粗大ごみシールを貼りつけた粗大ごみ 1個につき	510円
	処理施設持込み	20 キログラムまでごとに	100円
	事業者 許可業者	処理施設持込み 20 キログラムまでごとに	210円 (蛍光管の持込みは、この額に1本当りに20円を加算する。)
産業廃棄物	事業者	処理施設持込み 20 キログラムまでごとに	210円
家電製品取扱手数料	指定地持込み	家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) 1台につき	2,060円

(注) 一般家庭資源等及び美化ボランティア袋は無料

イー1) し尿等

種別	収集運搬	最終処分
し尿	委託業者	市
浄化槽	許可業者	市

イー2) し尿処理手数料

種別	取扱区分			手数料
し尿処理	定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1人月額	650円
	従量料金	多量排出のため定額料金によることが不適当なもの	18リットルまでごとに	290円
	割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数が1月1回を超えるもの	1回を超える1回ごとに	670円
		イ 定額料金該当者で収集位置を異にする便所が1箇所を超えるもの	1箇所を超える1箇所ごとに	330円
		ウ 定額及び従量料金該当者で2本を超えるサクションホース(1本20メートル)を使用して収集するもの	1回	670円
	仮設便所に係る料金	仮設便所でその都度収集するもの	1基(集合便槽等特殊なものは、便器1つ)について1回ごとに	4,110円
汚泥処理	許可業者	浄化槽汚泥のし尿処理場投入	180リットルまでごとに	80円

5. 処理計画

① 収集運搬等計画

ア) ごみ

(1) 収集運搬する廃棄物の量

(直営及び委託)	可燃ごみ	49.8トン/日
	破碎ごみ	0.4トン/日
	資源物	6.5トン/日

(2) 収集区域の範囲

直営収集・・・多治見地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)は、指示された分別・排出方法により出されたものについて、市が直営により収集する。

委託収集・・・笠原地区の家庭ごみ(燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ)及び市内全域の資源(特別収集品目を含む)については、下記の委託業者が収集する。

委託業者

(有)笠原環境クリーン多治見営業所

多治見市笠原町2455番地の377 電話43-4455

(株)橋本

可見市下恵土233番地1 電話0574-63-1111

(3) 収集回数

- ◎ 燃やすごみ 週2回収集
- ◎ 資源 各品目月1回収集
- ◎ 破碎ごみ 月1回収集
- ◎ 粗大ごみ 材質により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」へ
- ◎ 特別収集品目 3カ月に1回収集

(4) 収集区分（詳細な区分、排出基準は収集カレンダーによる。）

◎ 燃やすごみ

皮革類、草・剪定木類、厨芥類、布団、紙おむつ、ビニール類、資源にならないプラスチック類、ゴム類等

◎ 資源

缶・金属類・・・飲料缶、その他の金属類
紙類・・・新聞紙・折込チラシ、雑誌類・ざつ紙類、段ボール、飲料用紙パック
布類・・・古着等
ビン類・・・一升ビン、ビールビン、無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・
化粧品ビン・ガラス製品
ペット・発泡類・・・ペットボトル、白色発泡トレイ、色柄発泡トレイ・発泡スチ
ロール

◎ 破碎ごみ

板ガラス、鏡、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣
類乾燥機は除く。）等

*収集した小型家電については、分別を行い「使用済小型電子機器等の再資
源化の促進に関する法律」に基づいて、認定事業者への引渡しを実施。

◎ 粗大ごみ

応接セット、ゴルフセット、家具類、スキー板、エレクトーン、袋に入らな
い家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除
く。）等

ただし、おおむね重さ50キログラム以下、長さ1メートル以内の物とする。

◎ 特別収集品目

天ぷら油、電池・水銀体温計、蛍光管、陶磁器食器

(5) 収集以外の方法によるもの

◎ 自己搬入

家庭ごみは、自ら多治見市廃棄物処理センター※¹（多治見市堆肥化センター
を除く。）に搬入することもできる。また、事業活動に伴って生じた一般廃棄
物及び産業廃棄物は、市の承認を得て、事業者自らが直接指定された多治見市
廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）へ搬入する。

※1）多治見市三の倉センター、多治見市大畑センターを示す。多治見市笠原ク
リーンセンターについては、平成28年3月末でごみの受け入れ（災害、火災等
のごみを除く）を休止しました。

◎ 許可業者による搬入

事業活動に伴って生じた一般廃棄物や家庭ごみを、収集運搬許可業者に委託して、多治見市廃棄物処理センター（多治見市堆肥化センターを除く。）に搬入する。また、産褥物等については別に許可した事業者により多治見市火葬場に搬入する。（一部は、医療系廃棄物処理業者により処理される。）

市が許可した収集運搬許可業者

㈱ キ レ ー	多治見市金岡町3丁目85番地	電話23-7814
㈱三光金属商会	多治見市三笠町3丁目48番地	電話22-1634
シノダ商事㈱	多治見市明和町5丁目15番地の4	電話23-3311
大東興業㈱	春日井市西尾町282番地	電話0568-88-0966
㈱ 橋 本	可児市下恵土233番地1	電話0574-63-1111
双葉興業(有)	多治見市大原町1丁目52番地の1	電話56-5361
双葉葬祭(合)	多治見市長瀬町18番地の78	電話22-8035
アースクリーン	多治見市笠原町913番地の10	電話43-6860
中日本ロードメンテナンス東海㈱	名古屋市中区錦1丁目3番18号	電話052-218-7078
中部メディカル(有)	名古屋市中区北區楠町大字喜惣治新田字中島340番地	電話052-901-1310
(有)笠原環境クリーン	土岐市妻木町933番地の2	電話57-6395

◎ 学校給食の残菜、残飯、市民病院の残菜、残飯、岐阜県立多治見病院の残菜、27区内他の家庭から出る残菜、残飯

堆肥化センターに搬入し、堆肥として再資源化する。

委託業者

(有)池田南宮農 多治見市三の倉町猪場1番地1 電話22-7445

処理の内訳

学校給食等の残菜、残飯 多治見市堆肥化センター 0.4 トン/日

◎ ごみステーションでは収集しないが直接処分場に搬入すれば扱うごみ
基準を超える大きな粗大ごみ（おおむね重さ50キログラムを超える物又は長さ1メートルを超える物。）、ブロック、植木鉢、花瓶など食器以外の陶器、ふろおけ、ホイール、パソコン

※パソコンの取り扱い

原則、資源有効利用促進法に基づくメーカー等によるパソコンの回収・資源化とする。ただし、困難な場合は、廃棄物処理センターへの持込みのみ可とする（収集不可）。

◎ 市では扱わないごみ

自動車用タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付自転車、ガスボンベ、土、砂、石、粉末状のもの、消火器（中身がはいっているもの）、石膏ボード、中身入りの容器、危険なもの

※自動二輪車・原動機付自転車の取扱い
 二輪車リサイクルシステム（再資源化）が実施されるようになったため、市は自動二輪車及び原動機付自転車は受け取らない。

（6）収集および搬入方法

1）収集によるもの

区分	内 訳	収集方法	備 考
家庭系 一般廃 棄物	燃やす ごみ	週2回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集をする。	ごみステーション 2,600箇所程度 管理は町内会等の 利用者による
	破碎 ごみ	月1回、指定ごみ袋により排出されたごみのみ収集をする。	
	粗大 ごみ	粗大ごみシールが貼られているごみのみ収集する。ただし、別に定める収集不適物は収集しない。材質によって、燃やすごみか、破碎ごみで排出	リサイクルステー ション
	資源	月1回、指定の場所で一定の基準に基づき分別されている資源のみを収集する。	600箇所程度 管理は町内会等の 利用者による
	特別収 集品目	3月に1回、指定の場所で一定の基準に基づき分別されている有害ごみ等のみを収集する。	
犬、猫等の死体		市道上で占有者不明の犬、猫等の死体があった場合は連絡の都度回収する。民有地で占有者不明の犬、猫等の死体があった場合は、ごみステーションでの回収とする。	

※収集日及び収集地区は「平成29年度家庭の資源とごみの収集カレンダー」（別紙1 P13）のとおり。

2）搬入によるもの

多治見市廃棄物処理センターの利用できる時間は次のとおりとする。

平 日 午前9時～12時、午後1時～4時

※ 土曜日、日曜日、祝日は休み。

ただし、毎月第3日曜日の午前9時～12時は、家庭ごみの搬入に限り利用可とする。

※家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の取扱い

家電小売店で引き取られないもので、直接指定地（大畑センター）へ持ち込まれたもの（家電リサイクル券が添付してあるものに限る。）の受取、保管及び指定引取場所への運搬を行う。

（7）食品リサイクル及び草木類リサイクルの取り組み

◎ 市内スーパー等から出る残菜、残飯

市外の食品リサイクル飼料化施設に搬入し、堆肥として再資源化する。

（H22年度からモデル事業として実施。H24年度から現行方法へ移行）

・一般廃棄物再生利用計画書に基づき、廃棄物処理施設の所在地の市町村との協議を行う。

- ・市町村間の協議後、排出事業者と廃棄物処理事業者が契約を締結し、廃棄物処理施設へ搬入する。
- ・事業終了後、廃棄物処理施設の所在地の市町村へ実績報告を行う。

◎ 地元のボランティア等の清掃で大量に排出される草木類

試験的な試みとして、予算の範囲内で、市内の中間処理事業者に委託し、排出分相当の堆肥を地元に戻元する。

委託業者

(株)山田林業 多治見市廿原町506番地の1 電話25-0863

イ) し尿等

(1) 収集運搬する廃棄物の量

◎ 直接収集・搬入量

し尿 (委託業者搬入) 8.2 キロリットル / 日
 浄化槽汚泥 (許可業者搬入) 18.6 キロリットル / 日

(2) 収集区域の範囲

◎ 直接収集……し尿は、多治見市行政区域内全域を委託収集とする。

○笠原町を除く全域 (株)多治見市衛生公社 多治見市月見町3丁目72番地の4
 電話22-6306

○笠原町地域

(有)笠原環境クリーン多治見営業所 多治見市笠原町2455番地の377
 電話43-4455

◎ 直接搬入……し尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者が、直接多治見市一般廃棄物処理施設(月見センター)へ搬入する。

○土岐川以南地域及び池田校区

・(株)多治見市衛生公社 多治見市月見町3丁目72番地の4
 電話22-6306

○土岐川以北地域(池田校区を除く。)

・(有)岐東衛生社浄化槽部 多治見市上野町1丁目65番地
 電話22-1503

○笠原町地域

・(有)笠原環境クリーン多治見営業所 多治見市笠原町2455番地の377
 電話43-4455

(3) 収集回数

◎ し尿 定期収集 全市域 1回/月

(4) 収集方法

◎ し尿……収集計画を広報紙に掲載し、その計画を基本に月1回の収集をする。

◎ 浄化槽汚泥……設置者からの収集申込みにより、許可業者が必要に応じて収集を

する。

(5) 収集運搬する廃棄物の搬入先の内訳量

◎し尿	多治見市月見センター（し尿処理施設）	8.2	キロリットル	／日
◎浄化槽汚泥	多治見市月見センター（汚泥処理施設）	18.6	キロリットル	／日

② 中間処理計画

ア) ごみ

(1) 処理施設の概要

- ◎ 施設名 多治見市三の倉センター（ごみ焼却施設）
 - 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
 - 型式 コークスベッド式直接熔融方式
 - 公称能力 170トン／日（85トン/24h×2系列）
- ◎ 施設名 多治見市堆肥化センター（生ごみ堆肥化施設）
 - 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
 - 型式 堆肥化プラント
 - 公称能力 1トン／日（1トン/24h×1系列）
- ◎ 施設名 多治見市堆肥化センター（BDF製造施設）
 - 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
 - 型式 ME.X.チェンジャーME100β型
 - 公称能力 100リットル／日（100リットル/24h×1系列）

(2) 搬入される廃棄物の内訳

◎多治見市三の倉センター

- 直接収集量（委託含む。） 49.8 トン／日
- 直接搬入量 33.5 トン／日
- 破碎残渣 0.7 トン／日（直接収集量、直接搬入量）
- 産業廃棄物（破碎残渣含む。） 6.4 トン／日

◎多治見市堆肥化センター

- 堆肥化プラント搬入量 0.4 トン／日
- BDF製造施設搬入量 0.1 トン／日（処理能力）

(3) 搬入される汚泥等の量

◎多治見市三の倉センター

- 下水道汚泥 22.9 トン／日
- し尿汚泥 0.7 トン／日

(4) スラグの量及び処分方法

◎多治見市三の倉センター

- スラグの量 8.1 トン／日
- スラグの処分方法 資源化

(5) メタルの量及び処分方法

◎多治見市三の倉センター

- メタルの量 1.5 トン／日
- メタルの処分方法 資源化

(6) 飛灰の量及び処分方法

◎多治見市三の倉センター

- 飛灰の量 7.8 トン/日
- 飛灰の処分方法 埋立処分(大畑センター及び愛岐処分場)

イ) 資源

(1) 資源化を対象とするもの

- ◎ 缶・金属類 0.6 トン/日
- ◎ ビン類 1.3 トン/日
- ◎ ペット・発泡類 0.4 トン/日
- ◎ 紙類、布類 4.2 トン/日
- ◎ 学校給食の残菜、残飯 0.4 トン/日
- ◎ 天ぷら油、陶磁器食器 0.2 トン/日
- ◎ 持込み(紙・布類) 1.1 トン/日
- ◎ 持込み(ビン・金属・プラスチック類) 1.0 トン/日

(2) 搬入施設の概要

- ◎ 多治見市大畑センター 多治見市大畑町大洞48番地の35
- ◎ 多治見市三の倉センター(リサイクルプラザ) 多治見市三の倉町猪場37番地
- ◎ 多治見市堆肥化センター 多治見市三の倉町猪場37番地

(3) 資源回収業者に引き渡す前の処理

- 缶・金属類 飲料缶は圧縮処理、その他は処理業者へそのまま引渡し
- ビン類 一升ビン、ビールビンは種類別に選別
雑ビンは種類(無色、茶色、緑色、黒色、その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品)ごとに選別後、破碎処理
- ペットボトル 選別後、圧縮処理
- 白色発泡トレイ 選別後、袋詰処理
- 色柄トレイ・発泡スチロール 選別後、処理業者へそのまま引渡し
- 紙類、布類 処理業者へ直接搬入
- 陶磁器食器 選別後、処理業者へそのまま引渡し

ウ) し尿等

(1) 処理施設の概要

- ◎ 施設名 多治見市月見センター(し尿処理施設)
- ◎ 所在地 多治見市月見町3丁目73番地の2
- ◎ 処理方式 標準脱窒素処理方式
- ◎ 公称能力 61 キロリットル/日

(2) 搬入される廃棄物搬入者別の内訳

◎ 直接収集・搬入量

し尿 (委託業者) 8.2 キロリットル/日
 浄化槽汚泥 (許可業者) 18.6 キロリットル/日

搬入者	種別	搬入予定 (kl/年)	27年度搬入実績
(株)多治見市衛生公社	し尿	2,100	2,061
	浄化槽汚泥	1,400	1,415
	農集施設汚泥	30	26
(有)岐東衛生社浄化槽部	し尿	0	0
	浄化槽汚泥	4,000	4,120
	農集施設汚泥	0	0
(有)笠原環境クリーン	し尿	875	832
	浄化槽汚泥	1,400	1,262
	農集施設汚泥	0	0

(3) 汚泥の量及び処分方法

- ◎ 汚泥の量 0.7 トン / 日
- ◎ 汚泥の処分方法 焼却処分 0.7 トン / 日 (三の倉センター)
- ◎ 残渣の量及び処分方法

(平成27年度実績)

種類	発生量	処分の方法	中間処理後の量
余剰汚泥 (※し渣含む)	2,909.5m ³	脱水	238.36 t

③ 最終処分計画

ア) ごみ

(1) 最終処分の概要

- ◎ 施設名 多治見市大畑センター (管理型)
 - 所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35
 - 埋立地面積 4,260 平方メートル
 - 残存容量 28,283 立方メートル (H27年度末)

- ◎ 施設名 多治見市大畑センター (安定型)
 - 所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35
 - 埋立地面積 81,888 平方メートル
 - 残存容量 128,425 立方メートル (H27年度末)

- ◎ 施設名 多治見市笠原クリーンセンター (管理型)
 - 所在地 多治見市笠原町4022番地の7
 - 埋立地面積 6,100 平方メートル

- 残存容量 30,101 立方メートル (H27年度末)
- ◎ 施設名 多治見市笠原クリーンセンター (安定型)
- 所在地 多治見市笠原町4022番地の7
- 埋立地面積 85,535 平方メートル
- 残存容量 106,962 立方メートル (H27年度末)

(2) 搬入される廃棄物の内訳

- ◎ 直接搬入量 (市民による収集・破砕不適物の搬入) (若干量)
- ◎ 直接搬入量 (不燃物) 2.8 トン/日
- ◎ 産業廃棄物搬入量 2.7 トン/日
- ◎ 飛灰 4.3 トン/日

(3) 埋立方法等

- ◎ 多治見市大畑センター (安定型)
安定5品目のうち、廃プラスチック類と金属類を除く、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類の埋立処分を行う。
- ◎ 多治見市大畑センター (管理型)
三の倉センターから出る飛灰の埋立処分を行う。
- ◎ 多治見市笠原クリーンセンター (安定型)
災害や火災などの緊急時の埋立廃棄物処分を行う。
- ◎ 多治見市笠原クリーンセンター (管理型)
安定型処分施設で埋め立てることができないものの埋立処分を行う。

④ 生活排水処理計画

- (1) 計画処理区域内人口 111,864 人
- (2) 水洗化、生活排水処理人口 102,264 人
 - 合併処理浄化槽 4,000 人
 - 公共下水道 98,264 人
- (3) 水洗化、生活排水未処理人口 9,600 人
 - 単独処理浄化槽 7,100 人
 - 汲み取り式トイレ 2,500 人
- (4) 平成29年度合併処理浄化槽設置補助基数 4 基

⑤ 重点的に取り組むごみ減量施策

(1) 家庭ごみの分別収集の更なる推進

家庭ごみの多くを占める紙類の分別啓発を強化します。また、ミックスペーパー (カーボン紙・アルミ等異物が付いた紙) の資源化に向け、調査研究を行います。

(2) ごみ処理料金体系の定期的な検討（排出者負担の公平性確保）

ごみの減量化と再資源化（リサイクル）促進、排出者負担の公平性のため指定ごみ袋の料金や焼却場・処分場への持込み料金（事業ごみも含む）を社会状況等に応じて見直します。

(3) 事業所のごみ減量化策の検討と指導

ごみ減量計画の作成等、大規模事業所に対する指導を進めます。また、事業ごみ（食品廃棄物を含む）の減量策を検討します。

(4) 総合環境学習の展開（エコカレッジの実施）

小学生を対象とした自然環境体験学習や一般を対象とした各分野の環境講座を実施します。

(5) プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）についての調査研究

プラスチック容器包装類の再資源化（リサイクル）について調査研究を行います。

●別紙1

平成29年度 多治見市 資源とごみの収集カレンダー

収集区域町名(アイウエオ順)	曜日	収集品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青木、大畑(前山団地を除く)、金山、 京、昭和、新、末広、錦、広小路1~3、 平和、三笠、御幸、 臨之島(ホワイトタウンを除く)	火・金	燃やすごみ 特別収集					11(祝)				29(金)年内最終	5(金)収集開始		
	月	金属・紙・布類	24	29	26	24	21	18(祝)	16	13	11	15	12(祝)	12
		ビン・ペット・発泡類	10	15	12	10	7	4	2・30	27	25	29	26	26
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	10			10			2			29		
水	破砕ごみ	26	31	28	26	23	20	18	15	13	17	14	14	
三の倉、諏訪、甘原、ホワイトタウン	火・金	燃やすごみ 特別収集					11(祝)				29(金)年内最終	5(金)収集開始		
	月	金属・紙・布類	3	8	5	3・31	28	25	23	20	18	22	19	19
		ビン・ペット・発泡類	17	22	19	17(祝)	14	11	9(祝)	6	4	8(祝)	5	5
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			19			11			4			5
水	破砕ごみ	19	24	21	19	16	13	11	8	6	10	7	7	
池田5(国道19号線より北)、喜多、 太平、高根、光ヶ丘、松坂	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	火	金属・紙・布類	25	30	27	25	22	19	17	14	12	16	13	13
		ビン・ペット・発泡類	11	16	13	11	8	5	3・31	28	26	30	27	27
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		16			8			28			27	
水	破砕ごみ	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)	
大原11、北丘、幸、昭栄(望恵台を含む)、 西山、根本	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	火	金属・紙・布類	4	9	6	4	1・29	26	24	21	19	23	20	20
		ビン・ペット・発泡類	18	23	20	18	15	12	10	7	5	9	6	6
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		23			15			7			6	
水	破砕ごみ	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)	
池田、上野、小田、音羽、金岡、上山、 虎溪、栄、十九田、住吉、精華、大正、 大日、田代、月見、豊岡、長瀬、白山、 富士見、弁天、本1~4、前畑、緑ヶ丘、 宮前、若松、陶都の社	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	水	金属・紙・布類	26	31	28	26	23	20	18	15	13	17	14	14
		ビン・ペット・発泡類	12	17	14	12	9	6	4	1・29	27	31	28	28
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器			14			6			27			28
水	破砕ごみ	19	24	21	19	16	13	11	8	6	10	7	7	
大沢、大原(大原2の一部、3、11を除く)、 小泉、美山	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	水	金属・紙・布類	19	24	21	19	16	13	11	8	6	10	7	7
		ビン・ペット・発泡類	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	5			5			25			24		
水	破砕ごみ	12	17	14	12	9	6	4	1・29	27	31	28	28	
赤坂、大原2の一部、大原3、 大針、大藪、北小木、宝、姫、平井	火・金	燃やすごみ 特別収集					11(祝)				29(金)年内最終	5(金)収集開始		
	水	金属・紙・布類	19	24	21	19	16	13	11	8	6	10	7	7
		ビン・ペット・発泡類	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	5			5			25			24		
水	破砕ごみ	12	17	14	12	9	6	4	1・29	27	31	28	28	
生田、奥川、神楽、薫、上、坂上、下沢、 小路、新富、陶元、常盤、中、東、日ノ出、 平野(前山団地を含む)、広小路4、星ヶ台、 本5~8、美坂、明治、元、山下、山吹、 雇用促進住宅滝呂、笠原(栄、上原、向島)	火・金	燃やすごみ 特別収集					11(祝)				29(金)年内最終	5(金)収集開始		
	木	金属・紙・布類	27		1・29	27	24	21	19	16	14	18	15	15
		ビン・ペット・発泡類	13	18	15	13	10	7	5	2・30	28		1	1・29
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		18			10			2			1	
水	破砕ごみ	26	31	28	26	23	20	18	15	13	17	14	14	
市之倉、滝呂、 笠原(音羽、神戸、富士、釜、平園)	火・金	燃やすごみ 特別収集					11(祝)				29(金)年内最終	5(金)収集開始		
	木	金属・紙・布類	6	11	8	6	3・31	28	26	23(祝)	21	25	22	22
		ビン・ペット・発泡類	20	25	22	20	17	14	12	9	7	11	8	8
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器		25			17			9			8	
水	破砕ごみ	12	17	14	12	9	6	4	1・29	27	31	28	28	
小名田、希望ヶ丘、虎溪山(陶都の社を除く)、 高田、東栄、西坂、東山	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	金	金属・紙・布類	28		2・30	28	25	22	20	17	15	19	16	16
		ビン・ペット・発泡類	14	19	16	14	11(祝)	8	6	3(祝)	1	5	2	2・30
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	14			14			6			5		
水	破砕ごみ	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)	
旭ヶ丘、明和	月・木	燃やすごみ 特別収集				17(祝)		18(祝)	9(祝)	23(祝)	28(木)年内最終	4(木)収集開始	12(祝)	
	金	金属・紙・布類	7	12	9	7	4	1・29	27	24	22	26	23	23
		ビン・ペット・発泡類	21	26	23	21	18	15	13	10	8	12	9	9
		有害ごみ・天ぷら油 陶食器	21			21			13			12		
水	破砕ごみ	5	10	7	5	2・30	27	25	22	20	24	21	21(祝)	